



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

緊急事態宣言の延長に伴う市民の皆さんへのお願い

延長期間：5月31日(日)まで

皆さんの命を守るため、引き続き感染予防対策の徹底をお願いします。また、一人ひとりが日常生活の中で感染予防対策を心がけ、感染拡大の防止に努めましょう。

一人ひとりができる基本的な感染対策

感染防止の3つの基本

- 1 身体的距離の確保
 - 2 マスクの着用
 - 3 手洗い(30秒程度かけて水と石けんでいねいに)
- ▶ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
▶ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
▶ 家に帰ったらまず手や顔を洗う

移動に関する感染対策

- ▶ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ▶ 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に
- ▶ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- ▶ 地域の感染状況に注意する

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ▶ こまめな手洗い・手指消毒と、咳エチケットの徹底
- ▶ 「3密」(密集・密接・密閉)を避ける
- ▶ こまめな換気を行う
- ▶ 毎朝の体温測定と健康チェック

市内の「施設臨時休館」や「行事中止」のお知らせ

5月31日(日)まで、市内の公共施設などの臨時休館や使用制限、また市主催行事の中止または延期などを行います。※今後の状況により、期間の変更を行う場合があります。

最新の状況は、柏原市ウェブサイトやFacebookで随時お知らせします。このほか重要なお知らせは公共施設に掲示するなどしています。



▲施設臨時休館
および行事中止
のお知らせ



▲柏原市
Facebook

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援策

▶裏面にこの他の主な支援策をまとめています。

全ての市民の 皆さん } 特別定額給付金

▶**給付対象者** 基準日(令和2年4月27日)において、柏原市の住民基本台帳に登録されている方(受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主)

▶**給付額** 給付対象者1人につき10万円

▶**申請方法** 次の①②のどちらかをお選びください。

①**オンライン申請** マイナンバーカードを持っている世帯主が申請できます(マイナンバーカードが読み取れるスマートフォンもしくはカードリーダーが必要)。5月1日から申請の受付を開始しています。

②**郵送申請** (受給権者あてに郵送された申請書による申請) → 給付対象者が印字された申請書を、5月16日から順次郵送する予定です。届きましたら、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封されている返信用封筒で郵送してください。

①オンライン申請

受付期間

5月1日(金)～8月17日(月)【予定】

給付開始日

5月7日(木)から随時振り込み中

②郵送申請

受付期間

5月18日(月)～8月17日(月)【予定】

給付開始日

5月下旬から随時振り込み

特別定額給付金に関する問合せ

柏原市特別定額給付金コールセンター

☎ 0120-138-532 (平日9時～17時)

市の水道をご利用 のお客様 } 水道料金の基本料金を減額

▶**内容** 水道料金のうち、基本料金を全額免除(従量料金は減額対象となりません)。【例：一般家庭、会社・事業所の場合 704円/月(税込) × 4カ月 = 2,816円(税込)】手続きは、必要ありません。期間中は、基本料金を差し引いた水道料金を請求します。

▶**支援期間** 7月検針分～10月検針分

▶**問合せ** 経営総務課 ☎ 972-1605

事業者の 皆さん } 大阪府休業要請支援金

締め切り
5/31(日)

▶**対象者** 大阪府の休業要請の影響で4月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者

▶**給付額** 中小企業100万円、個人事業主50万円

▶**対象要件** 次の①～③まで全て満たす方 ①大阪府内に主たる事業所を有していること。②大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日～5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。(食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時～午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ) ③令和2年4月の売上が前年同月比で50%以上減少していること。

詳しくは、大阪府ウェブサイトをご覧ください。

▶**問合せ** 休業要請支援金相談コールセンター

☎ 06-6210-9525 (月～土曜日10時～17時)



▶新型コロナウイルス感染症の影響に対する個人向けの主な支援策

給付金・減額など	全ての市民の皆さん	特別定額給付金	一人当たり 10万円	5月16日から順次柏原市に住民登録されている全世帯へ申請書を郵送する予定です。届きましたら必要事項を記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送してください。(詳しくは表面をご覧ください)
	市の水道をご利用のお客様	水道料金の基本料金を減額(7月～10月検針分)	水道料金のうち基本料金を全額免除	▶内容 水道料金のうち、7月検針分～10月検針分の基本料金を全額免除(従量料金は減額対象となりません)▶問合せ 経営総務課 ☎ 972-1605(詳しくは表面をご覧ください)
	子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	▶対象 児童手当を(本則給付)を受給する世帯【特例給付の受給者は対象外】※原則、申請不要。児童手当受給者(公務員を除く)には、6月初旬にお知らせを送付します。
	離職等による減収で、住宅を失った、または失うおそれがある市内在住の方	住居確保給付金	家賃相当額を支給	▶支給額 家賃相当額(世帯人数により上限あり。共益費・管理費などは除く。市から家主などに直接振り込み)▶支給期間 原則3カ月。支給要件など詳しくは福祉総務課(生活困窮者相談窓口「らいふあっぷ」☎ 972-1507)まで。
貸付	収入が減少し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となっている世帯	特例緊急小口資金	10万円以内(特別な場合)20万円以内	▶据置期間 1年以内 ▶償還期限 2年以内▶貸付利率 無利子(延滞時利率年3%)▶保証人 不要▶申込み・問合せ 柏原市社会福祉協議会 ☎ 972-6786(予約制)、近畿労働金庫お客さまセンター ☎ 0120-191-968
	収入が減少し、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	特例総合支援資金(生活支援費)	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内	▶貸付期間 原則3カ月以内 ▶償還期限 10年以内▶貸付利率 無利子(延滞時利率年3%)▶保証人 不要▶申込み・問合せ 柏原市社会福祉協議会 ☎ 972-6786

▶新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向けの主な支援策

下表の支援策のほか、市ウェブサイトにて、経営・資金面の影響を緩和するための各種支援制度をまとめています。

緊急アナウンス内「【個人事業主・中小企業向け】新型コロナウイルスにより影響を受けている皆様へ」をご確認ください。



◀市ウェブサイト

給付	売り上げが前年同月比50%以上減少している事業者	持続化給付金	▶給付額 中小法人等200万円以内、個人事業者等100万円以内 ※詳しくは、持続化給付金事業コールセンター(☎ 0120-115-570【5・6月は全日8時30分～19時】)まで。	
	大阪府の休業要請の影響で4月の売上前年同月比50%以上減少している事業者	大阪府休業要請支援金	▶給付額 中小企業100万円、個人事業主50万円 ▶詳しくは、表面もしくは大阪府ウェブサイトをご覧ください。	
融資	「危機関連保証」、「セーフティネット保証4号・5号」いずれかの認定を受けた事業者	新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)	▶融資限度額 3,000万円(無担保のみ)▶融資期間 10年以内(据置5年以内)▶実施期間 5月1日～12月31日までに保証申込み受付、かつ令和3年1月31日(日)融資実行分まで。▶必要添付書類 市町村長の認定書(入手方法などは市産業振興課☎ 972-1554まで。)▶相談・申込みは、取り扱い金融機関まで。詳しくは府ウェブサイトをご覧ください。	

市立柏原病院では、電話診療による処方箋発行を行っています！

問合せ
市立柏原病院 ☎ 972-0885

市立柏原病院では、新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、電話診療による処方箋の発行を行います。

▶対象(以下の①②③を全て満たす方)

- ①当日、市立柏原病院に診療予約がある。※診療予約日の2週間前から受付ができます。
- ②慢性疾患を有する定期受診患者さんで、複数回の受診歴を有する。
- ③医師が電話診療での継続投薬が可能と判断した場合。

▶手順 電話診療を受けるための手順について、詳しくは市立柏原病院ウェブサイトをご覧ください。

▶注意事項 処方箋発行には外来診療料と処方箋料などがかかりますので、必ず次回の診療時にご清算ください。医師が病状が安定していることを電話で確認し、処方箋を発行します。処方箋は継続薬のみであり、新規追加薬剤の処方はできません。※自己管理物品のある投薬はできません(自己注射等)。※電話処方できない薬もあります。



デリバリーまたはテイクアウトサービスをしている飲食店応援企画

かしわら めし

#柏原エール飯

ハッシュタグ

◀「#柏原エール飯」の賛同店舗一覧は、こちらの市ウェブサイトからご覧いただけます。

▶この「ポスター」が目印

デリバリーおよびテイクアウトサービスをしている事業者を募集しています。申込書は、窓口で配布または市ウェブサイトからダウンロードできます。

問合せ 産業振興課 ☎ 972-1554

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に注意！

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、それに便乗した詐欺行為が報告されています。被害にあわないよう、十分ご注意ください。

事業者団体や金融機関、警察が暗証番号をたずねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。電話や訪問、メールなどが届いても、絶対に口座情報や暗証番号などを教えたり、キャッシュカードや通帳、現金を渡さないでください。また、特別定額給付金に関して、①市や国が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。②給付するために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。

問合せ 柏原市消費生活センター ☎ 972-1554(予約制)